



品質マネジメントシステム－要求事項

JIS Q 9001 : 2008

(ISO 9001 : 2008)

(JSA)

平成 20 年 12 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 管理システム規格専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	飯塚 悅功	東京大学
(委員)	市川 昌彦	有限会社環境 ISO システムサポート研究所
	岩本 威生	社団法人日本化学工業協会
	岡本 裕	財団法人日本規格協会
	梶屋 俊幸	松下電器産業株式会社
	久保 真	財団法人日本適合性認定協会
	近藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	佐野 真理子	主婦連合会
	高田 道広	財団法人日本規格協会
	樋廣計	大学共同利用機関法人情報システム研究機構
	中西 正士	豊中商工会議所
	西谷 徳治	審査登録機関協議会（日本検査キューエイ株式会社）
	西村 芳英	社団法人日本能率協会
	福丸 典芳	有限会社福丸マネジメントテクノ
	前原郷治	社団法人日本鉄鋼連盟
	三井 清人	財団法人日本品質保証機構
	村川 賢司	前田建設工業株式会社
	森本 司	社団法人産業環境管理協会
	吉澤 正	帝京大学
(専門委員)	安藤 栄倫	財団法人日本規格協会

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 12.12.20 改正：平成 20.12.20

官報公示：平成 20.12.22

原案作成者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

審議専門委員会：管理システム規格専門委員会（委員会長 飯塚 悅功）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット管理システム標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
0.1 一般	1
0.2 プロセスアプローチ	1
0.3 JIS Q 9004 との関係	3
0.4 他のマネジメントシステムとの両立性	3
1 適用範囲	4
1.1 一般	4
1.2 適用	4
2 引用規格	4
3 用語及び定義	4
4 品質マネジメントシステム	5
4.1 一般要求事項	5
4.2 文書化に関する要求事項	5
5 経営者の責任	6
5.1 経営者のコミットメント	6
5.2 顧客重視	7
5.3 品質方針	7
5.4 計画	7
5.5 責任、権限及びコミュニケーション	7
5.6 マネジメントレビュー	8
6 資源の運用管理	8
6.1 資源の提供	8
6.2 人的資源	8
6.3 インフラストラクチャー	9
6.4 作業環境	9
7 製品実現	9
7.1 製品実現の計画	9
7.2 顧客関連のプロセス	9
7.3 設計・開発	10
7.4 購買	12
7.5 製造及びサービス提供	12
7.6 監視機器及び測定機器の管理	13
8 測定、分析及び改善	14
8.1 一般	14
8.2 監視及び測定	14